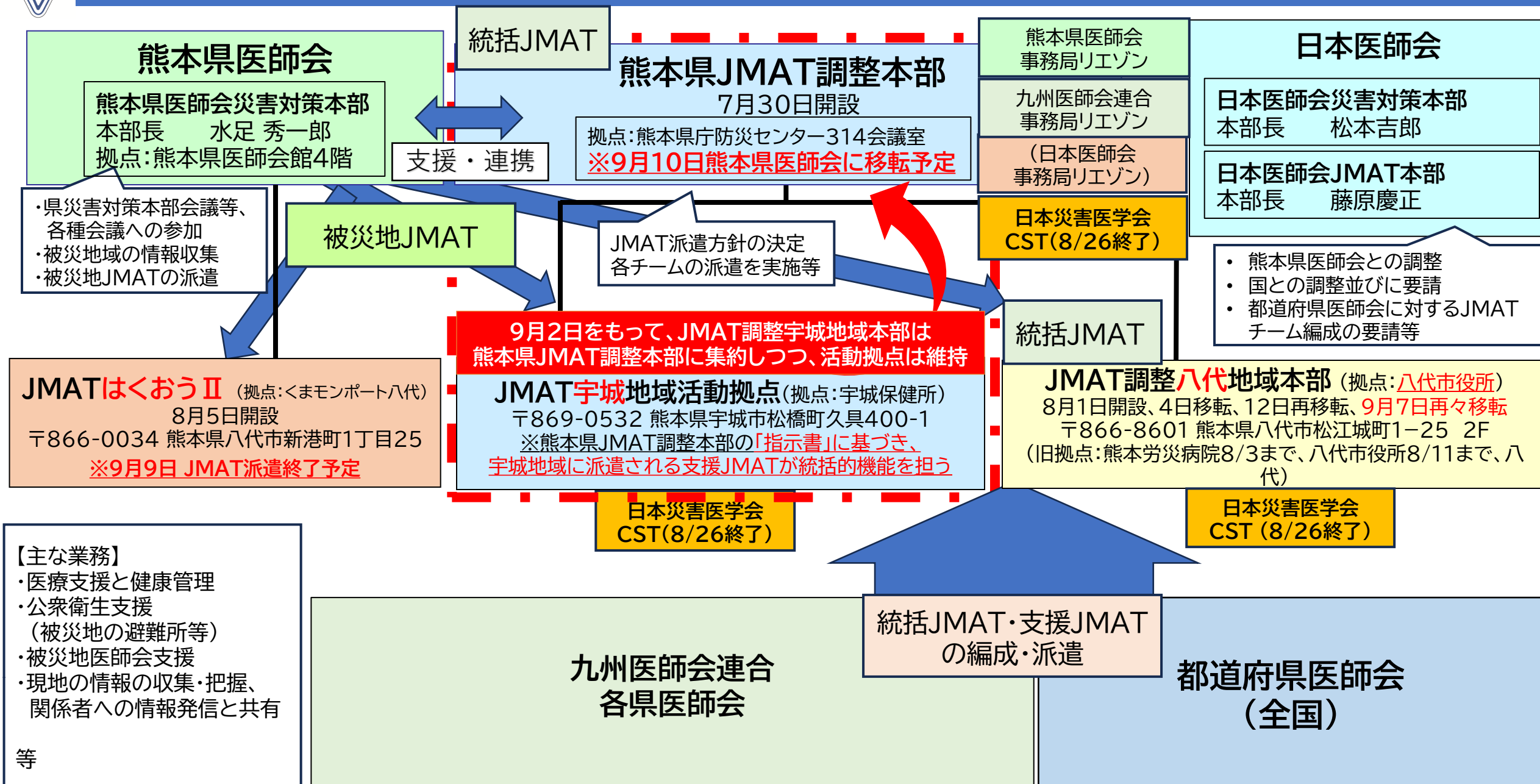
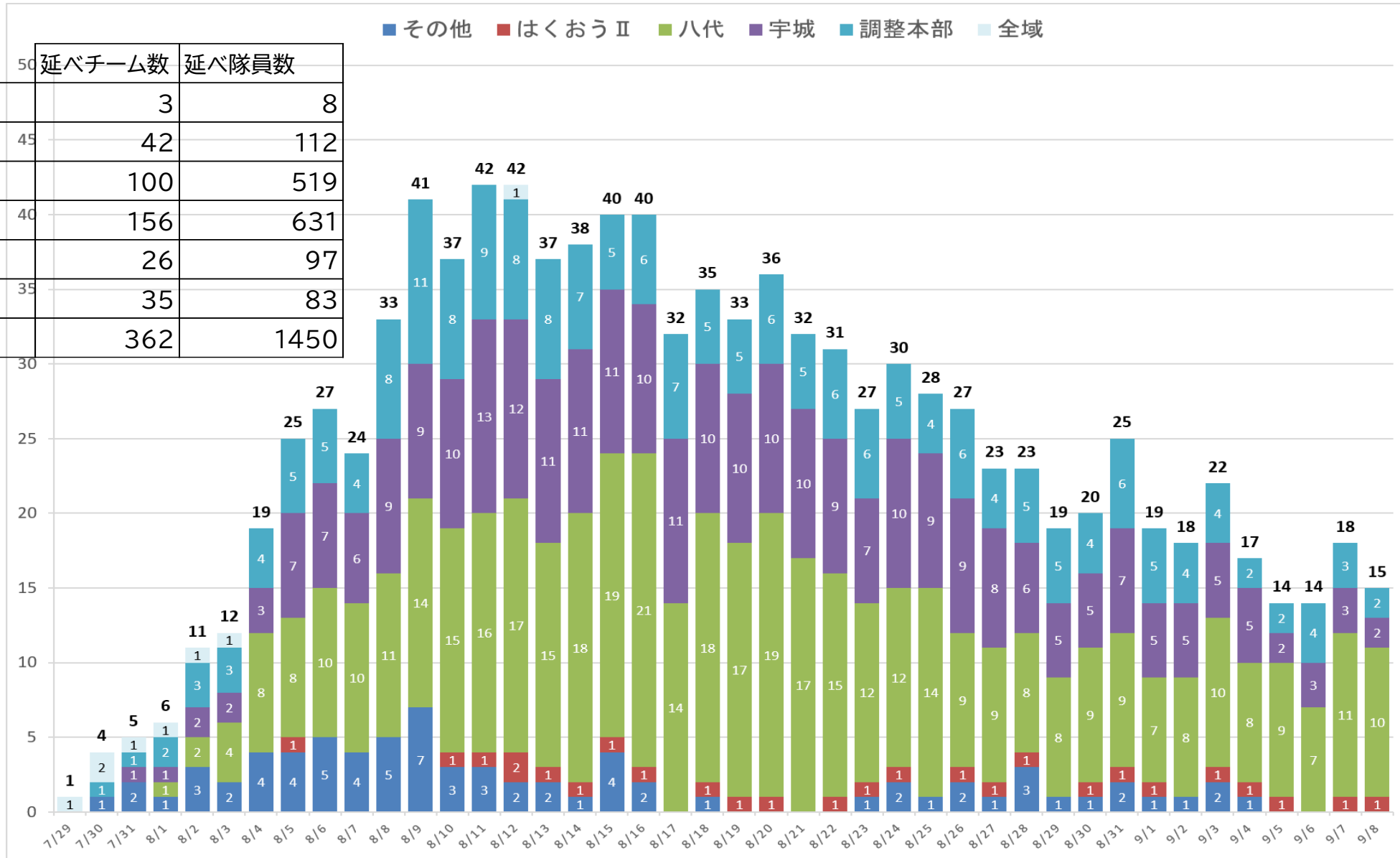




令和8年熊本地震 1日あたりJMAT派遣チーム数(2026年9月8日) 18時時点

	延べチーム数	延べ隊員数
全域	3	8
調整本部	42	112
宇城	100	519
八代	156	631
はくおうⅡ	26	97
その他	35	83
計	362	1450



※1 各地の支援チームには、Diamat、DVTチームを含みます。
 ※2 その他は、先遣隊、調整不要のチーム、医師会のロジ支援チームを含みます。

「はくおうⅡ」を活用したJMAT支援



はくおうⅡ(八代港)



令和 8 年 8 月 4 日
内閣府広域避難・計画推進室

令和 8 年熊本地震における船舶活用医療の実施について

八代市を始めとする熊本県内の多くの医療機関が被害を受け、地域医療に影響が生じている状況を踏まえて、8月1日、熊本県知事から内閣府特命担当大臣（防災）に対して船舶を活用した医療の実施について要請がなされました。

要請を受け、内閣府において、防衛省及び医療関係団体と連携して、防衛省において被災者支援として入浴支援等を行う同省 PFI 船舶「はくおうⅡ」の一部にて、医療提供を8月5日から実施する予定です。

本件は、令和3年に成立した「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」に基づく、初めての船舶を活用した医療の提供となります。

【活動概要】

- 活動開始：令和8年8月5日（水）
（防衛省による入浴支援等と同時開始を予定）
- 活動場所：八代港
- 活動内容：被災地の傷病者に対し、救護活動を実施
- 関係機関：内閣府（防災担当）、防衛省、熊本県、医療関係団体

内閣府による広報

- 避難住民の宿泊・入浴等のリフレッシュ支援に加え、医療支援を実施。
- 熊本県医師会の被災地JMATが医療支援に従事。要医療者を地元の医療機関に繋ぐ。

はくおうⅡに対する熊本県医師会の被災地JMATの派遣

8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10	8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17	8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9			
2					5	6	6	5	4	4	4	4	3	3	3	3	5	3	4	3	3	3	3	4	4	4	4	5	2		2		3	4				
空白の日は、はくおうⅡの 入浴・宿泊サービスが お休みの日																																						

空白の日は、はくおうⅡの
入浴・宿泊サービスが
お休みの日

はくおうⅡの活動に合わせて、被災地JMATも派遣

はくおうⅡの活動開始（8/5～）から、**熊本県医師会（水足 秀一郎 会長）**には被災地JMAT・事務局の継続的な派遣をいただいた。また、ご地元の**八代市医師会（西 文明 会長）**にも地域医療機関への調整、事務局派遣等にご尽力いただいた。

国の災害時等における船舶を活用した医療体制の推進

○令和 3 年 6 月、議員立法により、
「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する**法律**」が成立、令和 6 年 6 月に施行。

○令和 7 年 3 月、政府により、
「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する**計画**」を閣議決定。

- ・令和 3 年以降、毎年政府が実施する船舶を活用した医療体制の図上訓練及び船上の実動訓練に、日本医師会として協力。
- ・訓練には、担当役員、また都道府県医師会と連携して J M A T を派遣してきた。

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画②

第2章 災害時における船舶を活用した医療提供の目指すべき在り方

1. 船舶を活用した医療提供の必要性

- 大規模災害が発生すると、医療資源の不足等により対応困難な傷病者が多数発生し、被災地の陸上の医療機能のひっ迫が予測。
- 自己完結的に海上で活動でき、多くの人・物の運搬が可能であるという船舶の特性をいかし、陸上の医療機能を補完することが必要。

2. 船舶を活用した医療提供の役割

＜災害時の医療提供船舶の用途＞

- ~~例えば、以下2つを想定。このほか、被災地のニーズに柔軟に対応。~~

	①脱出船	②救護船
概要	船舶で必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する。 	被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う。 
狙い	- 被災地の医療機能のひっ迫が想定 ⇒ <u>傷病者を被災地外に搬送し、医療機能のひっ迫を緩和</u> - 被災地の医療機関が被害を受け、機能の喪失・減退が想定 ⇒ <u>傷病者を被災地外に搬送し、十分な医療を提供する</u> - 自動車や航空機等と比べ、<u>多くの傷病者を搬送</u>	- 被災地では多数の傷病者が発生する一方、医療機関にも被害 既存の医療機関のみでは対応が困難になると想定 ⇒ <u>陸上の各所に救護所が設置。同様に船内で救護活動を実施</u> - 発電設備等、<u>自己完結性を有する点に優位性</u>
対象	被災を原因とする傷病者のみならず、被災を原因としない傷病者も対象 (例) 発災以前からの入院患者	被災を原因とする傷病者のみならず、被災を原因としない傷病者も対象 (例) 発災以前からの通院患者

＜活動時期・対象となる傷病者＞

- ・ 船舶の移動や航路・港の啓開に時間を要し、活動開始時期に制約あり。
- ・ 海上・船内という特殊な環境で医療を行うことに伴う物理的な制約あり。
⇒ 船舶や被災地の状況等によっては、対象となる傷病者が限定されると想定。
- 他方、可能な限り早期に、多様な傷病者に医療を提供できる体制を整備すること、また、空路・陸路等、様々な手段と連携し、それぞれの特性をいかしながら、一体となって多くの傷病者に医療を提供することが重要。

3

「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」概要資料より抜粋

⇒ 日本医師会は、脱出船、救護船に限らない、船舶の多目的利用を提案

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画⑤

4. 運用体制の構築等

- 大災害発生時、民間協力船による医療活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、実施の手順やルールを定めた活動要領を策定。
- 平時から訓練を行い、関係者の連携体制の強化、人材育成を図る。

5. 多目的利用

- 被災者の避難状況や医療機関の回復状況等によって、被災地のニーズも変化・多様化。生活物資の輸送、被災者の休憩所や要配慮者への福祉サービス提供場所としての活用等、現地のニーズに即した多目的な利用にも応える。

6. 他の船舶との連携

- 過去の災害では、自衛隊艦艇、海上保安庁船艇等、様々な船舶が、被災者の搜索、医薬品等の物資輸送等、被災地の支援活動を実施。様々な船舶と連携し、一体的かつ効率的に船舶活用医療を実施。

第4章 災害時以外における船舶活用医療

1. 船舶の活用による感染症対応

- 過去、離島において新型コロナウイルス感染症患者が発生した際に、当該患者を船舶を用いて島外の医療機関に移送したという事例は存在。他方、過去の政府の報告書では、「感染症対応に当たり病院船のほうが陸上の医療機関より優れているという点は見いだせず、陸上において優先的に対応することが基本」である旨が記載。
- これら過去の活用例やこれまでの議論の経緯・結果も踏まえつつ、慎重に検討を進めることが必要。

2. 平時における離島等における巡回診療及び国際緊急援助活動等

- 法において、「医療の提供の用に主として供するための船舶」の平時における活用方策の具体例として、離島等における巡回診療及び国際緊急援助活動が規定。離島の港に接岸可能な船舶の規模、遠隔地で国際緊急援助活動を実施中に国内で災害が発生した場合における対応等、課題を引き続き検討する。

第5章 本計画の見直し

- 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の進展や、災害等から得られた教訓等を踏まえ、必要に応じて適宜本計画の見直しを行う。

6

「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」概要資料より抜粋

⇒ 「多目的利用」が推進計画に明記され、今回のはくおうIIの利用にも寄与